

保 護 者 様

出 席 停 止 の お 知 ら せ

豊山町立 学校

お子様は、感染症のため学校保健安全法に基づき、医師が感染症予防上、登校してもよいと認めた時まで登校できないことになっています。この期間中は、他の児童生徒との接触を避け、家庭内で療養させてください。

なお、治って登校する時には、必ず医師より登校許可を受け、この用紙を学校に提出していただきますようお願いいたします。（この期間は欠席にはなりません。）

学校感染症発生届・登校許可書

年 組 氏名

上記の者は、下記の病気に罹患しました。

* 病名に○をつけてください。

第一種感染症	隔離を必要とする指定感染症＝略		
第二種感染症	百日咳 風しん 結 核	麻しん 水 痘 髄膜炎菌性髄膜炎	流行性耳下腺炎 咽頭結膜熱
第三種感染症	コレラ 腸チフス 急性出血性結膜炎 その他の感染症（	細菌性赤痢 パラチフス	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 ）

出席停止期間 令和 年 月 日より
令和 年 月 日まで

上記の病気は、治癒または軽快し、感染のおそれがなくなりましたので、登校しても差し支えありません。

令和 年 月 日
医療機関名
医 師 名 印

出席停止期間の基準

種 別	病 名	出 席 停 止 期 間
第一種 感染症	指 定 感 染 症	治癒するまで
第二種 感染症	百 日 咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の 適正な抗菌性物質製剤による治療が終 了するまで
	麻 し ん	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が 発現した後5日を経過し、 かつ、全身状態が良好になるまで
	風 し ん	発しんが消失するまで
	水 痘	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽 頭 結 膜 熱	主な症状（発熱・咽頭炎・結膜炎）が 消失した後2日経過するまで
	結 核	医師の許可が出るまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師の許可が出るまで
第三種 感染症	コレラ ・ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス ・ パラチフス 流 行 性 角 結 膜 炎 急 性 出 血 性 結 膜 炎	医師の許可が出るまで

＊ 症状により学校医、その他医師において感染のおそれがないと認めたときは、
この限りではない。